

議案第

号

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年九月 日提出

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

住民基本台帳法に規定する準法定事務として私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業の実施に関する事務等について本人確認情報を利用することに伴う所要の整備を行うため提案するものである。